

「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応

当社は、政府が一体となって進めている価格転嫁対策を真摯に取り組んでいるところですが、2023年11月29日に公正取引委員会より公表された「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の主旨を遵守するべく、新たに下記事項を取りまとめ、パートナー会社の皆様へお知らせすると共に社内外に対し公表いたします。

1. 2023年1月26日付けで公表した「パートナーシップ構築宣言」のうち、
2. 「振興基準」の遵守 ①価格決定方法 を下記に変更し、本指針の遵守を明確にします。

現在の「パートナーシップ構築宣言」文章

2. 「振興基準」の遵守

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

変更後の「パートナーシップ構築宣言」文章

2. 「振興基準」の遵守

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。当社は取引価格の決定にあたり、下請事業者からの協議の申し入れの都度これに応じ、併せて定期的（毎年1月頃を目途）に協議の場を設定します。その際、労務費上昇分の影響を考慮するなど、下請事業者の適正な利益を含むように十分に協議します。取引対価の決定を含め各契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

Ⅱ. 関電工版「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する遵守事項」を制定します。

(1) 発注者としての行動

【行動①：本社（経営トップ）の関与】

関電工版「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する遵守事項」を制定し、社内外に示すとともに、定期的に労務費の上昇状況を確認し、必要に応じ対応方針を示します。

【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】

「パートナーシップ構築宣言」の 2. 「振興基準」の遵守 ①価格の決定方法 を下記のように変更し、遵守します。

『不合理な原価低減要請を行いません。当社は取引価格の決定にあたり、下請事業者からの協議の申し入れの都度これに応じ、併せて定期的（毎年1月頃を目途）に協議の場を設定します。その際、労務費上昇分の影響を考慮するなど、下請事業者の適正な利益を含むように十分に協議します。取引対価の決定を含め各契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。』

【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とする】

下請事業者に労務費の上昇理由を求める場合は、公表資料(国土交通省の地域別、職種別設計労務単価・春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、下請事業者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重します。

【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う】

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、2次以降の下請事業者に対しても適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、1次事業者が2次以降の事業者との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識し、そのことを下請事業者からの要請額の妥当性の判断に反映させます。

【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつく】

下請事業者から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合には、協議に必ず応じ、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなどの不利益な取り扱いはいたしません。

【行動⑥：必要に応じ考え方を提案する】

下請事業者からの申し入れの内容に関わらず下請け事業者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案します。

(2) 受注者としての行動への支援

【行動①：相談窓口の活用支援】

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方などを示した資料などを下請事業者に提供するとともに自社内相談窓口や公的な相談窓口などについての情報を提供します。

【行動②：根拠とする資料の支援】

価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す公的な根拠資料を提供します。

【行動③：値上げ要請のタイミングの支援】

定期的な価格交渉設定の他に自社内価格交渉に関する窓口を設け、下請事業者に周知します。

【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示できる機会提供】

定期的な価格交渉の場だけでなく、時期を問わず希望する価格を提示できる機会を設けます。

(3) 発注者・受注者共通の行動

【行動①：定期的なコミュニケーションの機会提供】

毎年1月末に双方向の意見交換ができる場を設定します。

【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

価格交渉の記録を互いに作成し、双方で保管出来るようにします。

2025年4月1日

株式会社 関電工 取締役社長

田母神博文